

水第 2840 号
令和 8 年 2 月 4 日

神奈川県内水面漁場管理委員会 会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



神奈川県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

漁業法第 119 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり神奈川県漁業調整規則の一部を改正したいので、同法第 119 条第 8 項及び同法第 171 条第 4 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年●月●日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第●号

神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則

神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項の表1の項を次のように改める。

1 あゆ	1月1日から5月31日まで及び10月15日（右欄(2)から(4)までに掲げる区域にあつては、11月1日）から11月30日まで	<p>(1) 海面及び内水面（(2)から(4)までに掲げる区域を除く。）</p> <p>(2) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工堰堤上流端の上流150メートルから次の基点A及び基点Bを結んだ直線までの間の相模川水系相模川の区域</p> <p>基点A 相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱の位置</p> <p>基点B 相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱の位置</p> <p>(3) 厚木市才戸地先才戸頭首工堰堤上流端の上流20メー</p>
------	--	---

		<p>トルから次の基点C及び基点Dを結んだ直線までの間の相模川水系中津川の区域</p> <p>基点C 愛甲郡愛川町半原 字馬場4, 941番2に設置した標柱の位置</p> <p>基点D 愛甲郡愛川町半原 字向原5, 459番2に設置した標柱の位置</p> <p>(4) 足柄上郡松田町松田惣領地先十文字床止上流端から次の基点E及び基点Fを結んだ直線までの間の酒匂川水系酒匂川の区域</p> <p>基点E 足柄上郡山北町川西字平山地先神縄^{えん}堰堤右岸に設置した標柱の位置</p> <p>基点F 足柄上郡山北町神尾田字田入地先神縄^{えん}堰堤天端左岸下流端の位置</p>
--	--	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

漁業法【抜粋】

(漁業調整に関する命令)

第百十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

3～7 (省略)

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第百七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2～3 (省略)

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

新旧対照表 (案)

神奈川県漁業調整規則

新		旧	
第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。	第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。	水産動物	水産動物
1 あゆ	1 あゆ	禁止期間	禁止期間
1月1日から5月31日まで及び10月15日(右欄(2)から(4)までに掲げる区域)を除く。	1月1日から5月31日まで及び10月15日から11月30日まで	禁止区域	禁止区域
(1) 海面及び内水面 (2) から(4)までに掲げる区域を除く。	海面及び内水面		海面及び内水面
(2) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工堰堤上流端の上流150メートルから次の基点A及び基点Bを結んだ直線までの間の相模川水系相模川の区域			
基点A 相模原市緑区小倉宮原388番地先に設置した標柱の位置			
基点B 相模原市緑区川尻久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱の位置			
(3) 厚木市才戸地先才戸頭首工堰堤上流端の上流20メートルから次の基点C及び基点Dを結んだ直線までの間の相模川水系中津川の区域			
基点C 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱の位置			
基点D 愛甲郡愛川町半			

新		旧	
	<p>原字向原5, 459番2に設置した標柱の位置</p> <p>(4) 足柄上郡松田町松田惣領地先十文字床止上流端から次の基点E及び基点Fを結んだ直線までの間の酒匂川水系酒匂川の区域</p> <p>基点E 足柄上郡山北町川西字平地先神縄堰堤右岸に設置した標柱の位置</p> <p>基点F 足柄上郡山北町神尾田字田入地先神縄堰堤天端左岸下流端の位置</p>		
2～22 (略)		2～22 (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	